

提出された意見等及びそれに対する市の考え方

案件名：都城市自殺対策行動計画（第3期）（案）

募集期間：令和5年12月1日から令和6年1月5日

意見等提出件数：13件（提出者3人）

項目	意見等の内容	件数	市の考え方
第1章 計画改訂の趣旨等 (P1)	第2章 都城市における自殺の現状 2. 都城市における自殺の特徴に「自殺死亡率」の説明が要るのではないか。	1件	自殺死亡率の説明については、第1章 計画改訂の趣旨等 1. 計画改訂の趣旨に説明を記載しております。
第3章 各事業の推進・達成状況の評価 (P27～28)	表8・9・10の達成項目の該当なしとは何か。 未達成の内容は何か。	1件	達成項目の「該当なし」について、説明を記載しておりませんでしたので、下記のとおり追記します。 「達成項目の「該当なし」とは、各担当機関及び庁内担当課が立てた実施内容に対し、該当する人やものがなかったことを示しています。」 なお、新型コロナウイルス感染症の影響で会議やイベント等が開催できなかった等を未達成としています。
第4章 自殺対策における取組 (2) 関連施策との有機的な連携による総合的な対策の展開 (P29)	属性を問わない相談支援、参加支援及び地域づくりに向けた支援を一体的に行う「重層的支援体制整備事業」の属性を問わないとは。重層的支援体制整備事業の説明は。	1件	「属性を問わない相談」とは、高齢、障がい、子ども、子育て、生活困窮など、分野にとらわれない相談です。重層的支援体制整備事業の説明については、P35にイメージ図とともに記載しております。 いただいた御意見を踏まえて、「P35を参照」を追記します。
第4章 自殺対策における取組 (3) 対応の段階に応じたレベルごとの対策の効果的な連動 (P30)	図25 三階層自殺対策連動モデルの図がどこにつながるのか。	1件	図25は、「(3) 対応の段階に応じたレベルごとの対策の効果的な連動」の1行目から4行目に記載している、「自殺対策は、個々人の問題解決に取り組む相談支援を行う「対人支援のレベル」、問題を複合的に抱える人に対して包括的な支援を行うための関係機関等による実務連携などの「地域連携のレベル」、法律、

			<p>大綱、計画等の枠組みの整備や修正に関わる「社会制度のレベル」に分けることができます。」を図示したものです。</p> <p>三階層自殺対策連動モデルは、住民の暮らしを原点としつつ、「様々な分野の対人支援を強化すること」と「対人支援の強化等に必要な地域連携を促進すること」、更に「地域連携の促進等に必要な社会制度を整備すること」を一体的に連動していくという考え方です。</p> <p>いただいた御意見を踏まえて、4行目を「社会制度レベル」に分けることができ、一体的なものとして連動して行っていくことが大切です。(三階層自殺対策連動モデル)」と、修正します。</p>
<p>第4章 自殺対策における取組</p> <p>(4) 実践と啓発を両輪として推進 (P31)</p>	<p>(4) 実践と啓発を両輪として推進の3段目の「また、自殺に対する誤った認識や偏見によって、遺族等が悩みや苦しさを打ち明けづらい状況が作られるだけでなく、支援者等による遺族等への支援の妨げにもなっていることから、自殺に対する偏見を払拭し正しい理解を促進する啓発活動に取り組めます。」は、「(6) 自殺者等の名誉及び生活の平穩への配慮」の中に入れてはどうか。</p>	1件	<p>「(4) 実践と啓発を両輪として推進」では、自殺に対する偏見を払拭し正しい理解を促進するために啓発活動に取り組むことを記載しており、「(6) 自殺者等の名誉及び生活の平穩への配慮」では、自殺対策に関わる者は、自殺者及び自殺未遂者並びにその親族者等の名誉及び生活の平穩に十分に配慮し、不当に侵害することがないように取り組むことを記載しております。</p> <p>このため、(6)への追加は考えておりません。</p>
<p>第4章 自殺対策における取組</p> <p>2. 施策体系 (P31~32)</p>	<p>「国が定める「地域自殺対策政策パッケージ」において、全ての市町村が共通して取り組むべきとされる「基本施策」と都城市の自殺の実態を踏まえて定めた「重点施策」、また、市内の多様な既存事業である「生きる支援関連施策」</p>	1件	<p>国が定める「地域自殺対策政策パッケージ」とは、「基本施策」と「重点施策」の2つを指しております。そこに「生きる支援関連施策」を加え、本市の自殺対策の施策体系としました。それを図示したものをP32に掲載しております。</p>

	の大きく3つの施策群で構成しました。」とあるので、都市自殺対策行動計画（第3期）の地域自殺対策パッケージに生きる支援関連施策をいれてはどうか。		
3 基本施策 (P33)	基本施策に数値目標がないのはなぜか。	1 件	本計画の数値目標は、4 計画の数値目標に記載のとおり、令和 11 年において自殺死亡率 16.5 以下を目標としています。 第 3 章各事業の推進・達成の評価に記載のとおり、基本施策や重点施策、生きる支援の「達成」の割合を増やすことに加えて「プロセス」を確実に実施できるように取り組むことにしているため、基本施策の数値目標は設けておりません。
3 基本施策 (1) —②多機関との連携強化 (P33)	宮崎県は、自殺率の高い県として定着している。これまでの対応の繰り返しでは、改善する可能性は低く、自殺率の低い自治体から学ぶことが効果的と考える。要因（背景）の違いを検討してはいかがか。	1 件	御意見いただいたとおり、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指すため、自殺率の低い自治体から学ぶことも効果的と考えます。要因（背景）の違いを検討し、多機関と連携しながら、自殺対策に取り組んでまいります。 御意見を踏まえて、「保健所主催の都城北諸地域自殺対策協議会に出席し、自殺の現状の分析や、自殺対策の推進について協議します。」に、修正します。
3 基本施策 (4) —①居場所づくり支援 (P40)	自殺リスクのある方に対しては、背景にある問題等を把握し、必要に応じて継続した支援（電話、訪問、ケース会議等）を行います。（障がい福祉課）に税金や保険税等滞納者への聞き取りは必要ないか。	1 件	税金や保険税の滞納者は、生活に困窮している場合が多く、自殺のリスクが高い状況にあると言えます。 このため、本計画の「生きる支援関連施策」の納税管理課 (No. 8) 及び保険年金課 (No. 105) の納税相談事業の中に「納税相談の中で自殺のリスクを抱えた人がいたら、関係機関の紹介を行います」と記載のとおり、自殺リスクの高い方への支援を行うこととしています。

<p>3 基本施策 (4) —① 居場所づくり 支援 (P40)</p>	<p>孤独・孤立対策のために、地域のサロンや障がい者サロン等の支援、相談窓口の周知を行います(都城市社会福祉協議会)の中に引きこもりは入らないか。</p>	<p>1 件</p>	<p>内閣官房孤独・孤立対策推進室では、孤独・孤立対策において、ひきこもり状態にある者も支援の対象者と位置づけられているため、本計画でも、引きこもりについて、孤独・孤立対策の支援の対象として支援を行います。</p>
<p>3 基本施策 (5) —② SOSの出し方に関する教育を推進するための連携の強化 (P43)</p>	<p>専門機関と連携し、SOSの出し方について研修会及び講習会の開催を検討します。(学校教育課)とあるが対象者は?</p>	<p>1 件</p>	<p>SOSの出し方に対する教育を推進するための連携強化であるため、対象者は教職員です。 「(5) —① SOSの出し方に関する教育の実施」において、児童生徒へのSOSの出し方に関する教育を推進します。</p>
<p>生きる支援関連施策 (P59)</p>	<p>自殺企図する場合、かなりのケースで精神異常状態となっており、精神科医療の治療対象となっている。 「精神保健福祉法」はICD(International Statistical Classification of Diseases and Related Health Problems)-10のFコードに分類されるものを対象としており、自殺念慮で精神科を受診する市民は同法の対象となるケースが多い。「自殺のおそれ」があれば、精神保健福祉法の措置入院により国民の保護・治療が整備されているにも関わらず、「弾力的非運用」となっているのが通例である。同計画案に、精神保健福祉法の周知・運用に関し全く触れていないのは不可解である。</p>	<p>1 件</p>	<p>自殺に至る心理としては、様々な悩みが原因で追い詰められ自殺以外の選択肢が考えられない状態に陥ったり、社会とのつながりの減少や生きていても役に立たないという役割喪失感、また与えられた役割の大きさに対する過剰な負担感から、危機的な状態にまで追い込まれてしまう過程と言われており、自殺に追い込まれるという危機は「誰にでも起こり得る危機」と考えられています。しかし、危機に陥った人の心情や背景が理解されにくい現実があり、そうした心情や背景への理解を深めることも含めて、危機に陥った場合には誰かに援助を求めることが適当であるということが、地域全体の共通認識となるように積極的に普及啓発を行うことが重要です。 このため、ご意見のありました精神保健福祉法の周知・運用について、自殺予防の観点から本計画の「生きる支援関連施策」No. 32の事業概要を「精神保健に関する普及啓発、相談窓口の周知を実施。」に修正し、実施内容については、「精神保健に関する知識の普及・啓発、相談窓</p>

			口の周知等を図ります」を追記します。
生きる支援関連施策 (P63)	62 子どもの学習支援事業ではなく、子どもの学習生活支援事業ではないか。	1件	正しい事業名は「子どもの生活・学習支援事業」であったため、修正いたします。